

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

特別償却の付表（二十三） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（二十三）の記載の仕方

1 この付表（二十三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の2第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》若しくは平成22年改正前の租税特別措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第46条の2第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の31第1項《障害者を雇用する場合の機械等の特別償却》若しくは平成22年旧措置法第68条の31第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 この付表（二十三）は、まず、(13)欄から(24)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(12)欄までの各欄を記載します。

3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「対象資産の用途4」には、「工場用」、「ハイヤー用」、「タクシー用」等の用途を記載します。

6 「対象資産が車両及び運搬具である場合の職業安定所の長の証明年月日5」には、一般乗用旅客自動車運送業を営む法人が、その事業場の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた自動車について、その証明年月日を記載します。

7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》並びに措置法第61条の3、第64条、第65条、第65条の7、第65条の13及び第67条の4《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「普通償却限度額9」には、対象資産の普通償却限度額を記載します。

9 「割増償却率10」の分子は、次の資産の種類に応じ、

それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。

(1) 工場用の建物及びその附属設備…「32」

(2) 上記(1)以外の対象資産…「24」

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「障害者雇用割合の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) (13)欄から(19)欄までの各欄は、法人の工場又は事業場の所在地を所轄する公共職業安定所の長の発行した「障害者等雇用証明書」に記載されたそれぞれの人数に基づき記載します。

また、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、その合計人数に基づき記載します。

(2) 「期末の常時雇用する従業員の数のうち短時間労働者の数14」及び「(14)のうち障害者である短時間労働者の数19」は、平成22年7月1日以後に終了する事業年度（又は連結事業年度）において措置法第46条の2第1項（又は第68条の31第1項）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(3) 「期末の精神障害者である短時間労働者の数18」は、平成22年6月30日以前に終了する事業年度（又は連結事業年度）において平成22年旧措置法第46条の2第1項（又は第68条の31第1項）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(4) 「雇用障害者数20」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

イ 平成22年6月30日以前に終了する事業年度…

$$(15) + (16) + (17) + (18) \times \frac{1}{2}$$

ロ 平成22年7月1日以後に終了する事業年度…

$$(15) + (16) + (17) + (19) \times \frac{1}{2}$$

(5) 「期末の常時雇用する従業員の総数21」は次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

イ 平成22年6月30日以前に終了する事業年度…(13)

ロ 平成22年7月1日以後に終了する事業年度…

$$(13) + (14) \times \frac{1}{2}$$

(6) 「障害者雇用割合22」が50%（「雇用障害者数20」の数が20人以上である場合には、25%）未満である場合には、措置法第46条の2第1項（若しくは第68条の31第1項）又は平成22年旧措置法第46条の2第1項（若しくは第68条の31第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。

(7) 「同上に係る公共職業安定所の長の証明年月日23」及び「同上の証明に係る番号24」には、上記(1)の「障害者等雇用証明書」の証明年月日及び文書番号を記載しますが、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、そのうち主なもの一つについて記載してください。